

前払式支払手段の払戻しに関するお知らせ

2018年9月1日
株式会社エニシル

2009年1月まで発行しておりました、有効期限の定めのない「ご希望商品お申込みカード」につきまして、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、未使用残高の払戻しを致します。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
株式会社エニシル(旧社名株式会社シンワ)
2. 払戻しに係る前払式支払手段の種類
2009年1月までに弊社が発行した有効期限の定めのない「ご希望商品お申込みカード」
カタログギフト名:ギフトセレクション・ギフトコレクション・トワニー・WAQWA・セレモニー・インザルーム
ローズガーデンコレクション
3. 払戻し申出期間
2018年9月1日(土曜日)から2018年10月31日(水曜日)まで(当日消印有効)
※この期間内に払戻しのお申出がない場合は、当該払戻しの手続から除斥されます。
4. 払戻し申出の方法
払戻しの際に必要な銀行口座の情報をご準備の上、下段に記載している問合せ先(株式会社エニシルお客様センター)まで、予めご連絡をお願い致します。
その後、お手元の未使用の「ご希望商品お申込みカード」を問合せ先まで、ご郵送いただきますようお願い致します。
5. 払戻しの方法
ご郵送いただいた未使用の「ご希望商品お申込みカード」に不備が無い場合は、券面金額を銀行振込致します。
ご郵送いただいた際の郵送料及び振込手数料についても弊社が負担致します。
なお、多数のお申出が集中することが予想されますので、事務処理の都合上、払戻しまでに1ヶ月程度の時間を頂く場合がございます。
※取扱店の店頭での払戻しは一切いたしておりませんので、ご注意ください。
6. 払戻しの対象とならない「ご希望商品お申込みカード」
 - ① 「ご希望商品お申込みカード」が使用済みの場合
 - ② 払戻し対象でない「ご希望商品お申込みカード(有効期限の定めのある券)」の場合
 - ③ 「ご希望商品お申込みカード」が偽造または変造されている場合
 - ④ 「ご希望商品お申込みカード」が盗難された券である場合
 - ⑤ 「ご希望商品お申込みカード」が破損により証票番号の照合ができない場合
 - ⑥ 「ご希望商品お申込みカード」の3分の1以上が滅失している場合
 - ⑦ その他、「払戻し方法」に不備がある場合
7. 払戻しに関するお申出先(ご郵送先)及び問合せ先
株式会社エニシル お客様センター
〒580-8601 大阪府松原市松ヶ丘4丁目20番12号
電話番号:0120-172-246 ※9:00~17:00(土日祝、年末年始を除く)

以上